

令和5年1月

富士市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和5年1月12日(木) 午前9時30分から 10時 8分

2 開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3 出席委員

農業委員会会長	17番	渡邊	萬里
農業委員会会長職務代理者	1番	望月	稔
委員	2番	望月	英俊
	3番	田村	英俊
	4番	高井	修一
	5番	谷津倉	寛
	6番	笹古	時男
	7番	渡邊	武敏
	8番	近藤	敏男
	9番	鈴木	一孝
	10番	新舟	進
	11番	長尾	忠
	12番	佐野	隆洋
	13番	佐藤	正職
	14番	渡邊	哲史
	15番	太田	篤子
	16番	安藤	公男
	18番	後藤	環
	19番	荻田	丈仁

4 議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

5 農業委員会事務局職員

事務局長	古谷	隆明
統括主幹	深澤	公保
主幹	野村	昌寛
主査	武内	清高
主査	太田	久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め7番 渡邊武敏 君、8番 近藤敏男 君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名いたします。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の武内主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第1号農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第3号農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理についてまでの、計6件を順に議題に供します。
事務局に朗読させます。

事務局 (議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第1号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
富士川地区1番について事務局から説明願います。

事務局 (議案5ページ 富士川地区1番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 主要地方道富士川身延線の旧道で、木島の集落を通り過ぎると、右下側に総合体育館があり、そのあたりにある農道を左折して100メートルほどのところの右側に申請地があります。高齢で管理ができなくなった譲渡人の農地を、譲受人が経営規模の拡大のために買受けるということです。周辺は雑柑が栽培されている園地がほとんどで、申請地は譲受人の園地に隣接しており、栽培も管理もしやすいということです。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たすなど、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 富士川地区1番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
富士川地区1番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。
次に、吉永地区2番について事務局から説明願います。

事務局 (議案5ページ 吉永地区2番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)	申請地は、吉永第二小学校の北北西、約2キロメートルくらいのところにあります。譲渡人と譲受人は姉と弟の関係にあります。譲受人は、申請地のすぐ上の段に自宅がありまして、以前から譲渡人の名義の土地を耕作していたということです。譲渡人がこれまでまったく耕作してこなかった農地を、譲受人の名義にして、譲受人が続けて耕作していくということでした。何ら問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たすなど、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	吉永地区2番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 吉永地区2番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。 次に、須津地区3番について事務局から説明願います。
事務局	(議案5ページ 須津地区3番 朗読)
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、根方街道から須津川沿いに愛鷹山の大棚の滝に向かう途中に二つ目橋という橋があり、そこで譲渡人である市役所の職員に立ち会っていただき、現地を確認しました。付近は、須津川沿いは畑や茶畑などがありますが、現在、二つ目橋の付替え工事をおこなっており、現在の橋の東側に新しい橋を架ける工事や、それにともなう道路の拡幅工事がおこなわれています。申請地は、今後、用途が廃止される道路の一部で、ここに隣接するところに農地をもっている、今回の付替え工事にともない土地を提供された譲受人に交換というかたちで渡されるということです。ご審議のほど、よろしくお願いします。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たすなど、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	須津地区3番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 須津地区3番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。
以上で、農地法第3条の規定による許可決定についての審議を終わります。

会 長 次に、議案6ページからの議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。
富士川地区1番、2番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。

事務局 (議案6ページ 富士川地区1番、2番 朗読)

会 長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、東名高速道路の西、180メートルほどのところにあります。農地ではありませんが、立地環境の良い土地であり、宅地にしたいということでもあります。譲受人のひとは、現在はアパートに住んでおり環境の良い場所に暮らしたいということです。譲受人のひとは、夫婦二人で譲受たいということで、将来は農業をやりたいという夢をもっており、現在はJAふじ伊豆の「ふれあい耕房ふじかわ」に毎週かよって野菜の栽培をおこなっているということです。ご審議のほど、よろしく願います。

会 長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、宅地化が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長 富士川地区1番、2番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
富士川地区1番、2番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。
次に、伝法地区3番について事務局から説明願います。

(議案6ページ 伝法地区3番 朗読)

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、東名高速道路の北側にある広見公園の前の道を西に向かい、岳陽中西交差点を南に向かったところにあります。申請地は過去に農地転用を許可されていますが、現在は更地になっています。申請地の周囲は宅地に囲まれていますので、宅地にしても周辺の農地には影響ないと考えます。ご審議のほど、よろしく願います。

会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	伝法地区3番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 伝法地区3番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。 次に、伝法地区4番、5番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。
事務局	(議案6ページ 伝法地区 伝法地区4番、5番 朗読)
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、先ほどの伝法地区3番の案件の道路の反対側で、道路を渡った北方向になります。二人の譲渡人のうち、一人は千葉県に在住しており、もう一人は大淵で、農業はしていますが、ほかの土地で耕作されているということです。譲受人である法人は、申請地を譲受して、会社敷地及び駐車場にしたいということです。現況は、更地になっており隣接して東側に畑がありますが、申請地は、都市計画法の開発行為で造成することから、外周壁など、適正に施工されますので、畑への影響はないと考えます。ご審議のほど、よろしく願います。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	伝法地区4番、5番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 伝法地区4番、5番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。 次に、伝法地区6番について事務局から説明願います。
事務局	(議案7ページ 伝法地区6番 朗読)

会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、東名高速道路の富士インターチェンジの北側、広見公園の南側、西富士道路の広見インターチェンジの東側に位置しています。現況は、非耕作地で、現在は雑草が生えていますが、平坦な三角地です。自動車の乗り入れについては支障ないと考えます。周辺には農地がありますが、雨水、排水についても問題ないと考えられます。二人の譲渡人のうち一人は、伝法に住んでおり、キャベツや水稻の耕作をしていましたが、高齢化により農作業ができなくなったことから譲渡したいということです。また、もう一人の譲渡人は、今泉に住んでいる70代後半の方で、もともとは農家世帯でしたが、やはり、高齢化により農作業ができなくなったことから譲渡したいということです。譲受人は、従業員40名ほどの土木建設業の経営者で、資材置場敷地として利用したいということです。何ら問題はないと思います。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	伝法地区6番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 伝法地区6番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。 次に、大淵地区7番について事務局から説明願います。
事務局	(議案7ページ 大淵地区7番 朗読)
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、富士白糸公園線の中野交差点から北に向かって一つ目の交差点を右折し、旧藤田邸の観光駐車場のところで左折し、すぐに道沿いを左方向に進み、300メートルほど北に向かったところの右側の住宅地の中の一部です。現地は、道路の路盤から1メートルほどの高さのところにあり、現況は、直径1メートルほどのミズナラの大木が生えています。譲渡人と譲受人は、親戚関係にあり、譲受人が譲渡人の屋敷内に離れを立てたいということです。周辺は住宅地ですので、何ら問題はないと考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、生産性の低い農地であることから、第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長

大淵地区7番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大淵地区7番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。
次に、大淵地区8番について事務局から説明願います。

事務局

(議案7ページ 大淵地区8番 朗読)

会 長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は、富士白糸公園線の中野交差点から北に向かって一つ目の交差点をさらに200メートルほど道に沿って進んだ左手にあります。申請地は、以前は譲渡人がこの場所で製材業を営んでおり、作業場もありましたが、現在は更地になっています。譲受人はお茶の加工品を生産する会社だということです。地域の農業の活性化を推進してもらえたらと期待しております。何ら問題はないと思います。ご審議のほど、よろしく願います。

会 長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、宅地化が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長

大淵地区8番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大淵地区8番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。
次に、須津地区9番について事務局から説明願います。

事務局

(議案8ページ 須津地区9番 朗読)

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、国道一号線を沼津方面に向かい、富士市と沼津市の境にある植田交差点を右折し、富士市方面へ戻ったところにあります。現場を確認しましたが、耕作放棄地となっており、資材置場にしかならないような状態でした。周辺からの苦情もたくさんあったということです。周囲には、廃車になった自動車のスクラップや資材が置かれています。隣地も何年か前に農地転用されて資材置場となっていますので、周囲と一体で資材置場として利用したいということでした。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

会 長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、宅地化が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長 須津地区9番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
須津地区9番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。
以上で、農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

会 長 次に議案9ページの議第3号 農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議をお願いします。
事務局から説明願います。

事務局 (議案8ページ 議第3号 説明)

会 長 このことにつきまして、ご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。
以上で、農業委員会等に関する法律に基づく審議についての審議を終わります。

会 長 次に議案10ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局 (議案10ページから14ページ 報第1号から報第3号 朗読)

会 長 次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局 (議案4ページ 専決報告 朗読)

会 長

以上で、議事(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとします。
以上で議事はすべて終了しました。

令和5年1月12日

農業委員会会長

同委員

同委員